

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

蓮田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位 ※1月の中で4回以上利用した場合	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位 ※1月の中で8回以上利用した場合	2,349	1月につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位 ※1月の中で12回以上利用した場合	3,727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	287	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合 163 単位	163	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算	-23	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	-37	1月につき
A2	D211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算	-23	1月につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	-37	1月につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3 単位減算	-3	1回につき
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合 2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	所定単位数の 12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算I2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算II2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000 加算	